

令和4年度第3回野田市総合教育会議次第

日時 令和4年8月3日（水）

午前10時30分～

場所 保健センター3階大会議室

1 開会

2 議題

(1) 野田市教育大綱の改訂（素案）について

3 その他

4 閉会

「野田市教育大綱」の改訂について

1 教育大綱改訂の考え方

教育大綱は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌するとともに、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとされております。

また、その策定にあたり、市で教育振興基本計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分を大綱に位置付けることができるとされております。

野田市では、この教育振興基本計画を策定していないものの、それに代わるものとして野田市教育委員会基本方針を策定していることから、教育大綱はこの基本方針に沿って策定しております。

現在の教育大綱は、平成 27 年 10 月に策定しており、当初策定から 5 年以上が経過していることから、教育委員会基本方針と教育大綱の考え方を整理し、パブリック・コメントを実施した上で、令和 5 年度から令和 10 年度までの教育大綱を作成することとします。

2 教育委員会基本方針

野田市の教育委員会基本方針は、平成 28 年度にスタートした「野田市総合計画」の中で掲げた、取り組むべき 6 つの基本目標のうち、教育・文化に関する基本目標 3 「豊かな心と個性を育む都市」の基本方針である「質の高い学校教育の実現」、「生涯学習や郷土愛を育む学習の推進」を踏まえ、毎年度策定しています。

この教育委員会基本方針は大きく分けて、「学校教育の充実」、「生涯学習の充実」、「青少年の健全育成」の 3 つに区分することができますが、それぞれの分野の目標を今後も重点的に力を注ぐべき 3 つの大きな目標と位置付けました。そして、教育大綱を策定するにあたり、この 3 つの大きな目標を野田市の教育大綱の基本理念としたところでありますが、今回の教育大綱改訂にあたっては、この 3 つの大きな目標を引き続き教育大綱の基本理念として位置付けることとします。

3 教育大綱の基本理念（3つの目標）

（目標 1）学校教育の充実に向けた目標を、『学校・家庭・地域が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。』としています。

(目標2) 生涯学習の充実に向けた目標を、『一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。』としています。

(目標3) 青少年の健全育成に向けた目標を、『次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。』としています。

4 教育大綱の方向性及び改正内容

教育委員会では、これまで教育委員会基本方針に基本理念(3つの目標)と所属課ごとの基本方針、重点目標及び具体的施策を定め、その教育委員会基本方針に沿って、教育大綱についても、教育委員会基本方針で定めた3つの目標を基本理念とし、それに加え、教育委員会基本方針に掲げる所属ごとの重点目標と具体的施策を重点施策として位置付けて、基本理念(3つの目標)を達成するために着実な施策の実施に取り組むこととしておりました。

今回、教育大綱の改訂に合わせ、教育委員会基本方針と教育大綱の位置づけを整理するため、教育委員会基本方針には基本理念(3つの目標)とその理念を実現するための取組指針のみを記載することとし、これまで記載していた所属課ごとの基本方針、重点目標及び具体的施策を重点施策として、毎年、教育委員会基本方針とは別に定めることに変更したいと考えております。

教育大綱につきましても、教育委員会基本方針に掲げる基本理念(3つの目標)とそれを達成するための取組指針を記載することで変更したいと考えております。

なお、教育大綱に掲げていた重点施策については、文部科学省通知で「大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない」との考えが示されていることから、今回の改訂にあわせ記載しないと変更させていただきます。

これにより、教育委員会基本方針と教育大綱の両方に、基本理念(3つの目標)とそれを達成するための取組指針を明確にし、基本理念の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上の点を踏まえ、教育大綱の改訂については、次のように進めていきたいと考えています。

「第1章 大綱の策定について」では、総合計画の基本目標3から引用している文言がありますので、当該箇所を現行の総合計画の文言に沿った形で修正したいと考えております。

「第2章 野田市教育大綱」につきましては、第1章同様、総合計画からの引用部分に係る修正を行なうとともに、先述のとおり教育大綱の基本理念の文言に付随して、教育基本方針の重点目標及び具体的施策を併記しておりましたが、これらの記載をやめて、教育委員会基本方針に掲げる基本理念（3つの目標）とそれを達成するための取組指針を記載することで変更したいと考えております。

参考として添付している「体系図」につきましては、国の教育振興基本計画や野田市総合計画との関わりを図示するとともに、これまではそれぞれの所属の具体的な施策を全て記載しておりましたが、目標1～3の内容を記載するに留める内容に修正したいと考えております。

5 教育大綱の対象期間

教育大綱が対象とする期間については、法律上の規定はありませんが、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、今回の改訂にあたっては、前回同様に5年間を対象とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等により、改訂する必要が生じた場合は適宜見直しすることができるものとします。

6 改訂スケジュール

教育大綱の策定、改訂にあたっては、地域住民の意向の十分な反映が求められていることから、パブリック・コメントを実施して広く市民の意見も募集します。

その後、総合教育会議においてパブリック・コメント等の意見を踏まえた教育大綱の最終案を協議いただき、改訂教育大綱を公表していくこととします。

【今後のスケジュール(案)】

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ・ 令和4年8月3日 | 総合教育会議（教育大綱改訂案の協議） |
| ・ 令和4年10月～11月 | パブリック・コメント |
| ・ 令和5年1月下旬 | 総合教育会議（パブリック・コメントを踏まえた最終案の協議） |

野田市教育大綱（案）

平成27年10月

（令和 年 月改訂）

野 田 市

目 次

第1章 大綱の策定について

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の名称
- 3 野田市教育大綱の策定の考え方
- 4 野田市教育大綱の実施期間
- 5 野田市教育大綱の推進について

第2章 野田市教育大綱

第1章 大綱の策定について

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という）が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされました。この法第1条の3の趣旨に基づき、野田市の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の目標、「大綱」を定めることとします。

2 大綱の名称

大綱の名称は、法では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とされており、自治体によっては、「教育大綱」、「教育の振興に関する施策の大綱」、「教育の施策の大綱」「教育に関する大綱」などの名称を使用しています。野田市においては、簡潔でわかりやすい「野田市教育大綱」という名称を使用することとします。

3 野田市教育大綱の策定の考え方

野田市においては、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、野田市教育大綱の策定に当たっては、野田市行政改革大綱（平成27年4月改訂）に示された考えた方に基づき、平成27年5月27日に開催された第1回総合教育会議において決定された方針、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する」によって策定することとしました。

この基本方針は、教育委員会が、野田市総合計画の基本目標3「豊かな心と個性を育む都市」の基本方針、質の高い学校教育の実現、生涯学習や郷土愛を育む学習の推進を踏まえ、策定しているものです。

今般、当初策定から5年以上が経過し、教育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえると、この基本方針において定めた学校教育、生涯学習、青少年の健全育成の3つの柱が、大綱の内容とされる、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」に該当すると考えられることから、引き続きこの目標1から目標3をもって野田市教育大綱とします。

4 野田市教育大綱の実施期間

大綱が対象とする期間は、法では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育基本振興計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているとされている（文部科学省通知）ことから、野田市教育大綱が対象とする期間は5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等により、改訂する必要がある場合は適宜見直しをすることができるとします。

5 野田市教育大綱の推進について

今後、野田市教育大綱に定めた目標及び取組指針を達成するために、毎年、重点施策を定め、実施します。その取組状況について、法第26条に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を施策の執行に反映させます。

第2章 野田市教育大綱

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりの市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実を推進し、野田市総合計画（2016－2030）に掲げる、「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」を実現するために、野田市の教育行政の目標を次のとおり定める。

【目標1】

学校・家庭・地域が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。

【取組指針】

- これからの予測困難な時代においても、仲間とともに自ら考え自ら行動できる「野田っ子」を育成するために、ICTも活用しながら、魅力ある学習の機会を提供していく。
- 郷土を愛し、野田市民としての誇りの心を育むとともに、他人を思いやる心など豊かな人間性を持った「野田っ子」を育成するため、仲間とともに学ぶ充実した道徳教育の機会を提供していく。
- 自ら健康に気を遣うことができ、心身ともにたくましい「野田っ子」を育成するために、仲間とともに健康・体力が向上できる機会を提供していく。

【目標2】

一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。

【取組指針】

- 市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図っていく。
- 全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、健康スポーツ文化都市宣言に基づき、市民の文化活動を通じて人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育む環境づくりに取り組んでいく。
- 全ての市民が、郷土で育まれた豊かな歴史や伝統、郷土の偉人、自然環境などを学び、郷土への誇りや愛着をもてるまちの実現に向けて取り組んでいく。

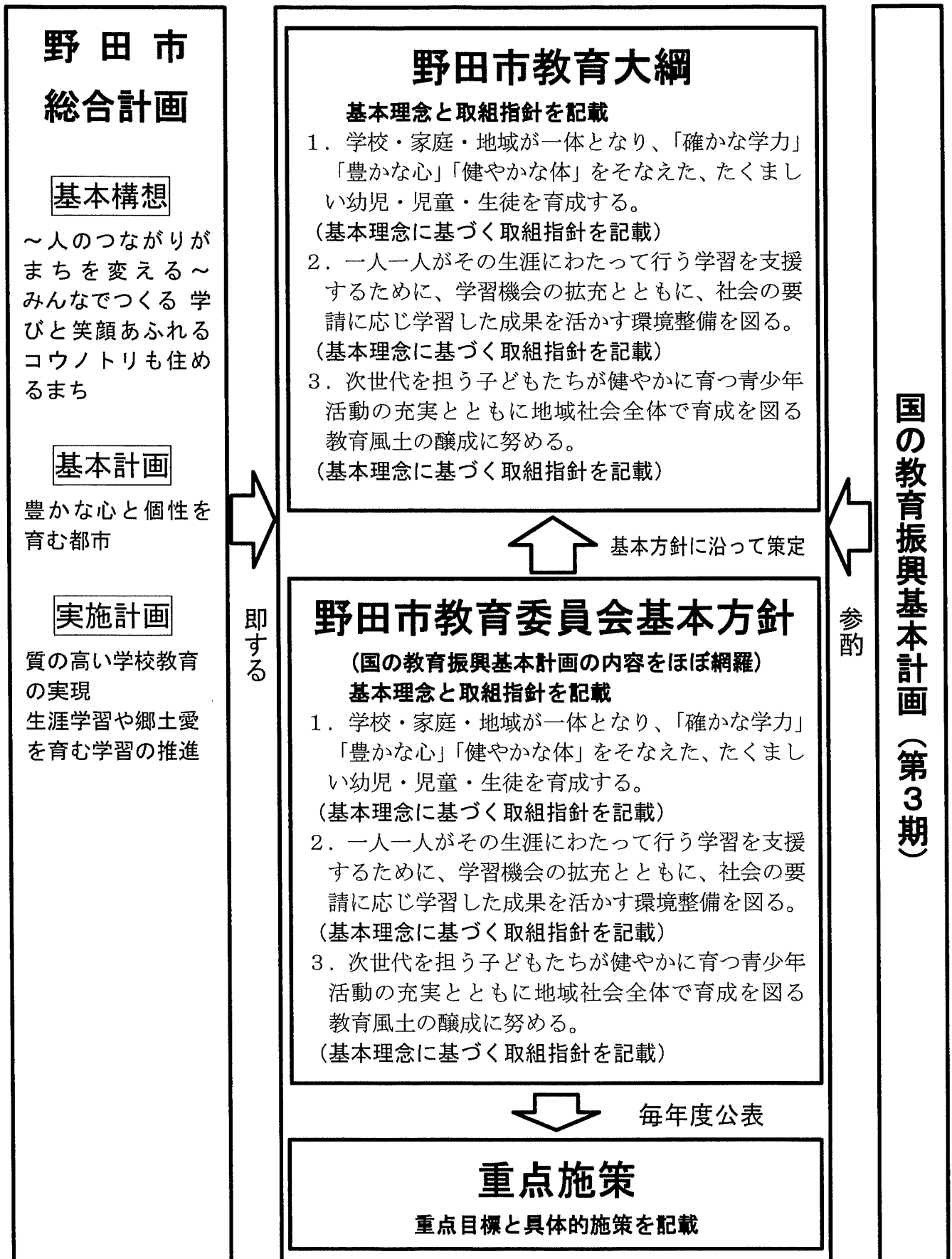
【目標3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。

【取組指針】

- 次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、非行を防止できるよう安全安心な地域環境の整備を推進していく。
- 地域の教育力を活用し、豊かな人間性の育成とともに規範意識の醸成に取り組んでいく。

【体系図】



令和4年度野田市教育委員会基本方針（案）

◎教 育 施 策

野田市教育委員会は、平成28年度にスタートした「野田市総合計画」の将来都市像「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」の実現に向け取り組むべき6つの基本目標のうち、教育・文化に関する「基本目標3 豊かな心と個性を育む都市」を推進するため、学校教育の充実、生涯学習の充実、青少年の健全育成の3つを、今後も重点的に力を注ぐべき目標として位置付けました。

目標1では、学校教育の目標を『学校・家庭・地域が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。』としました。

目標2では、生涯学習の目標を『一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。』としました。

目標3では、青少年の健全育成の目標を『次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。』としました。

【目標 1】

学校・家庭・地域が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。

【取組指針】

- これからの予測困難な時代においても、仲間とともに自ら考え自ら行動できる「野田っ子」を育成するために、ICTも活用しながら、魅力ある学習の機会を提供していく。
- 郷土を愛し、野田市民としての誇りの心を育むとともに、他人を思いやる心など豊かな人間性を持った「野田っ子」を育成するため、仲間とともに学ぶ充実した道徳教育の機会を提供していく。
- 自ら健康に気を遣うことができ、心身ともにたくましい「野田っ子」を育成するために、仲間とともに健康・体力が向上できる機会を提供していく。

【目標 2】

一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。

【取組指針】

- 市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図っていく。
- 全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、健康スポーツ文化都市宣言に基づき、市民の文化活動を通じて人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育む環境づくりに取り組んでいく。
- 全ての市民が、郷土で育まれた豊かな歴史や伝統、郷土の偉人、自然環境などを学び、郷土への誇りや愛着をもてるまちの実現に向けて取り組んでいく。

【目標3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。

【取組指針】

- 次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、非行を防止できるよう安全安心な地域環境の整備を推進していく。
- 地域の教育力を活用し、豊かな人間性の育成とともに規範意識の醸成に取り組んでいく。

令和4年度野田市教育委員会重点施策（案）

◎教育総務課

重点目標

- (1) 教育委員会の活性化
- (2) 学校施設・設備の充実

具体的施策

- (1) 教育委員会の活性化
 - ①教育委員会会議活性化の検討
 - ②勉強会の開催、研修会への参加
 - ③教育機関の視察
- (2) 学校施設・設備の充実
 - ①南部小学校管理・普通教室棟階段室屋上防水改修工事・外壁改修工事の実施
 - ②関宿中央小学校屋内運動場屋上防水工事の実施
 - ③中央小学校管理棟（職員室・特別教室）床改修工事の実施
 - ④東部小学校トイレ改修工事の実施
 - ⑤柳沢小学校トイレ改修工事の実施
 - ⑥七光台小学校トイレ改修工事の実施
 - ⑦山崎小学校トイレ改修工事の実施
 - ⑧木間ヶ瀬小学校トイレ改修設計業務委託の実施
 - ⑨二ツ塚小学校トイレ改修設計業務委託の実施
 - ⑩川間小学校トイレ改修設計業務委託の実施
 - ⑪宮崎小学校トイレ改修設計業務委託の実施
 - ⑫北部中学校体育館雨樋改修工事の実施
 - ⑬木間ヶ瀬中学校屋上防水工事の実施
 - ⑭みずき小学校教室改修工事の実施
 - ⑮みずき小学校普通教室棟増築工事設計業務委託の実施
 - ⑯柳沢小学校特別教室普通教室化変更設計業務委託の実施
 - ⑰中央小学校7年館外壁改修工事の実施
 - ⑱岩木小学校トイレ改修工事の実施
 - ⑲北部中学校給水設備改修等工事の実施
 - ⑳障がいのある児童・生徒に対応するための施設改修の実施
 - ㉑野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設の機能維持等の実施

◎生涯学習課

重点目標

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組
- (3) 史跡や文化財の保存と活用
- (4) 伝統文化の継承
- (5) 文化の発信と振興
- (6) 生物多様性自然再生の取組
- (7) 家庭教育学級の充実
- (8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組
- (9) いじめ・虐待防止対策の推進
- (10) 生涯学習施設・設備の充実

具体的施策

- (1) 生涯学習の充実
 - ①生涯学習相談への対応
 - ②学校支援ボランティア養成講座の開設
 - ③高齢者向けスマホの使い方講座の開催
 - ④市民提案による中央公民館事業の実施
- (2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組
 - ①鈴木貫太郎記念館の再建に向けた検討
 - ②現鈴木貫太郎記念館の所蔵資料の修復
- (3) 史跡や文化財の保存と活用
 - ①文化財出前授業の実施
 - ②文化財保存活用地域計画の作成
- (4) 伝統文化の継承
 - ①民俗芸能のつどいの開催
- (5) 文化の発信と振興
 - ①文化祭などの事業実施の推進
 - ②絵画展示事業の実施
- (6) 生物多様性自然再生の取組
 - ①公民館及び生涯学習センターにおける環境教育学習の推進
- (7) 家庭教育学級の充実
 - ①公民館における連続講座の開設
 - ②学校での出前講座の開催

- (8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組
 - ①関係課と連携した訪問型も含めた家庭教育支援事業の実施
 - ②子ども未来教室の開設
- (9) いじめ・虐待防止対策の推進
 - ①公民館長と地域の方々との懇談会の開催
 - ②公民館講座等における虐待防止の啓発
- (10) 生涯学習施設・設備の充実
 - ①野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づく施設の機能維持等の実施

◎青少年課

重点目標

- (1) 青少年の健全育成活動の推進
- (2) 青少年の非行防止
- (3) 地域との連携の推進

具体的施策

- (1) 青少年の健全育成活動の推進
 - ①青少年育成活動の継続実施及び市民への周知
 - ②青少年健全育成団体との連携及び支援
 - ③青少年健全育成団体間での情報交換の促進
- (2) 青少年の非行防止
 - ①街頭補導の実施
 - ②子ども安全情報のメール配信及び登録者の加入促進
 - ③情報モラルに関する啓発活動の強化
- (3) 地域との連携の推進
 - ①オープンサタデークラブの充実
 - ②地域における健全育成活動の推進
 - ③いじめ・虐待を見過ごさない地域社会づくりの推進

◎興風図書館

重点目標

- (1) 図書館機能の充実
- (2) 生物多様性自然再生の取組

具体的施策

- (1) 図書館機能の充実
 - ①図書館資料及び設備の充実
 - ②情報提供機能の充実
 - ③読書普及活動の推進
 - ④学校（図書館）と連携した読書活動の推進
 - ⑤民間活力を生かした図書館サービスの充実
 - ⑥閑宿地区の小中学校の図書館機能の充実
 - ⑦新児童センターと連携した読書活動の推進
- (2) 生物多様性自然再生の取組
 - ①図書館ホームページ内の生物多様性 こうのとりライブラリーの充実
 - ②興風図書館内の生物多様性コーナーの充実

◎学校教育課

重点目標

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 健やかな体の育成
- (3) 安全安心な学校（園）づくり
- (4) 業務改善
- (5) 生物多様性自然再生の取組

具体的施策

- (1) 確かな学力の向上
 - ①サポートティーチャー等の配置事業
 - ②小中学校教職員の適正な人事異動と配置
- (2) 健やかな体の育成
 - ①学校保健教育の指導・支援
 - ②生活習慣病検診事業
 - ③薬物乱用防止教育の充実
 - ④食育の推進
 - ⑤安全安心な給食の提供（食物アレルギー対応及び学校給食施設における衛生管理の指導）
 - ⑥給食費滞納の解消（児童手当の活用等）
- (3) 安全安心な学校（園）づくり
 - ①教職員による不祥事根絶への取組
 - ②いじめ・虐待防止に向けた教職員の研修等の充実
 - ③特別支援学級・通級指導教室の充実
 - ④児童生徒支援員（特別支援学級）の配置事業
 - ⑤児童生徒支援員（通常学級）の配置事業
 - ⑥要・準要保護及び特別支援学級児童生徒への就学援助等事業
 - ⑦3年保育への拡充やインクルーシブ教育の導入、又は統廃合を含めた公立幼稚園の在り方の検討
- (4) 業務改善
 - ①学級事務支援員の配置事業
 - ②労働安全衛生管理体制の充実
 - ③学校組織の時間管理の取組
- (5) 生物多様性自然再生の取組
 - ①学校給食における黒酢米（減農薬・減化学肥料）の啓発事業

◎指導課

重点目標

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) ICT 活用の推進
- (5) いじめ・虐待防止対策の推進
- (6) 安全安心な学校づくり
- (7) 地域との連携の推進

具体的施策

- (1) 確かな学力の向上
 - ①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開
 - ②個に応じた特別支援教育の推進
 - ③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ④家庭学習を含めた学習習慣の定着
 - ⑤幼保こ小及び小・中学校連携の推進
 - ⑥土曜授業の検証と土曜日の効果的活用の促進
 - ⑦読書・学習・情報センターとしての学校図書館の積極的活用と興風図書館等との連携
 - ⑧野田市英語教育推進プロジェクトの充実
 - ⑨学習指導要領の深化
- (2) 豊かな心の育成
 - ①道徳科の授業を要とした道徳教育の推進
 - ②国や郷土の伝統や文化、生物多様性を学ぶ機会の充実
 - ③学校支援地域本部事業の機能を活かした、郷土の偉人に関する資料の充実
 - ④豊かな人間関係づくりを核にした学級経営の充実
 - ⑤学校人権教育の推進
- (3) 健やかな体の育成
 - ①体育科授業を核にした体力向上と健康の保持増進
 - ②規則正しい生活習慣の確立
 - ③食育の推進
- (4) ICT 活用の推進
 - ①ICT の有効活用に向けた環境整備の推進
 - ②一人一台端末を有効に活用した授業改善

- ③ICT の活用による教職員の業務改善
- ④ICT を活用した小中連携、学校支援地域本部事業の推進
- (5) いじめ・虐待防止対策の推進
 - ①子ども家庭総合支援課との連携強化
 - ②児童虐待防止対応マニュアルの見直しと研修の促進
 - ③教育委員会アドバイザー、スクールロイヤー、スクールアドバイザーを活用した法的マインドの醸成
- (6) 安心・安全な学校づくり
 - ①各種マニュアルの見直し
 - ②相談しやすい各種教育相談体制の構築
 - ③長欠・不登校児童・生徒への組織的な支援
 - ④ガイドラインに則った効果的な部活動指導
- (7) 地域との連携の推進
 - ①学校支援地域本部事業、東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の推進
 - ②キャリア教育の推進
 - ③地域人材・地域資源の活用
 - ④生物多様性自然再生などの環境教育の推進
 - ⑤コミュニティ・スクール導入に向けた準備

野田市教育大綱

平成27年10月

野 田 市

目 次

第1章 大綱の策定について

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の名称
- 3 野田市教育大綱の策定の考え方
- 4 野田市教育大綱の実施期間
- 5 野田市教育大綱の見直しについて
- 6 野田市教育大綱の推進について

第2章 野田市教育大綱

第1章 大綱の策定について

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という）が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされました。この法第1条の3の趣旨に基づき、野田市の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の目標、「大綱」を定めることとします。

2 大綱の名称

大綱の名称は、法では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とされており、自治体によっては、「教育大綱」、「教育の振興に関する施策の大綱」、「教育の施策の大綱」「教育に関する大綱」などの名称を使用しています。野田市においては、簡潔でわかりやすい「野田市教育大綱」という名称を使用することとします。

3 野田市教育大綱の策定の考え方

野田市においては、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、野田市教育大綱の策定に当たっては、野田市行政改革大綱（平成27年4月改訂）に示された考えた方に基づき、平成27年5月27日に開催された第1回総合教育会議において決定された方針、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する」によって策定することとしました。

この基本方針は、教育委員会が、野田市総合計画の基本目標3未来を拓く「文化とのふれあいのまち」の基本方針、学校教育の充実、生涯学習の充実、青少年の健全育成、人権教育の充実を踏まえ、毎年、策定しているものです。

この基本方針において定めた目標1から3が、大綱の内容とされる、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」に該当すると考えられることから、この目標1から3をもって野田市教育大綱とします。

4 野田市教育大綱の実施期間

大綱が対象とする期間は、法では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育基本振興計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているとされている（文部科学省通知）ことから、野田市教育大綱が対象とする期間は5年間とします。

5 野田市教育大綱の見直しについて

野田市教育大綱の対象とする期間は5年間としますが、本市の総合計画や今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

6 野田市教育大綱の推進について

今後、野田市教育大綱に定めた目標を達成するために、引き続き毎年、野田市教育委員会基本方針を定め、目標達成のために施策を実施します。その取組状況について、法第26条に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を施策の執行に反映させます。

第2章 野田市教育大綱

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりの市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実を推進し、野田市総合計画（2016－2030）に掲げる、「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」を実現するために、野田市の教育行政の目標を次のとおり定める。

【目標1】

学校と地域社会が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。

重点施策

- ・ 確かな学力の向上
- ・ 安全安心な学校づくり
- ・ 特別支援教育を推進
- ・ いじめ防止対策を推進
- ・ 地域との連携の推進
- ・ 学校の施設整備の充実
- ・ 安全安心な施設整備の推進

【目標2】

一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。

重点施策

- ・ 生涯学習の充実
- ・ 史跡や文化財の保存と活用
- ・ 伝統文化の継承
- ・ スポーツ・レクリエーション活動の機
の充実
- ・ 文化の発信と振興
- ・ 図書館機能の充実
- ・ 生涯学習施設・設備の充実

【目標3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。

重点施策

- ・ 青少年の健全育成活動を推進
- ・ 家庭教育学級の充実
- ・ 青少年の非行防止及び環境浄化活動